

# 福岡県公報

平成22年3月29日  
第3091号

## 目次

### 告示(第584号 - 第599号)

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	.....	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	.....	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	(道路維持課)	.....	4
車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定	(道路維持課)	.....	5
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	.....	9
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	.....	12
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	.....	13
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	.....	18
<b>公 告</b>			
福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認(県民文化スポーツ課)		.....	24
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	.....	27

建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	.....	28
意見募集の結果の公示	(住宅計画課)	.....	28
意見募集の結果の公示	(住宅計画課)	.....	28

### 雑 報

福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の認可における弾力的なポ イントの付与及び弾力的な割引について	(高速道路対策室)	.....	29
--	-----------	-------	----

## 告 示

### 福岡県告示第584号

次の加入区において平成18年3月福岡県告示第615号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成22年3月27日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 久間田加入区

### 福岡県告示第585号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
筑後市大字熊野、大字蔵数、大字西牟田及び大字久富 (筑後北部地区)	平成22年3月19日

### 福岡県告示第586号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福

岡県告示第591号 3・4・74号城山西線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成6年3月16日から平成29年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第591号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第591号の事業地に同じ

福岡県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第592号甘木都市計画下水道事業三輪公共下水道〔筑前町施工〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

甘木都市計画下水道事業三輪公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月11日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第592号の事業地に、次の区域を加える。

朝倉郡筑前町 上高場 字長池、及び字開の各字の一部。

(2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第588号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 良創夢

(2) 代表者の氏名

田中 真純

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市忠隈394番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、就労年齢にある方々が安心して働ける環境づくりと高齢者の生活の質の向上のために、子どもや高齢者およびその家族や地域住民に対して必要かつ質の高い様々なサービスを提供することにより「良い夢創り」を継続的に支援し、社会への貢献を果たすことを目的とする。

福岡県告示第589号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人紫川を守る会

(2) 代表者の氏名

吉村 朋美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区北方一丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、地域住民に対して、紫川の環境及び市民の交流に関する事業等を行い、環境保全及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、紫川流域の環境保全及びまちづくり事業を行い、地域・世代間の交流を活性化させ地域住民の公益の増進に寄与することを目的とする。併せて、国内外の団体等との交流を通じて地域間交流及び国際化の進展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------	-----

南筑後	一 般 国 道	385 号	前	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ~ 52.0	4,445.6	
			前	同上	4.1 ~ 52.0	4,463.5	
			後	同上	3.8 ~ 52.0	4,445.6	
			後	同上	4.1 ~ 52.0	4,463.5	
南筑後	県 道	柳 川 線 城 島	前	大川市大字下木佐木513番1先から 大川市大字下木佐木1095番2先まで	4.2 ~ 8.2	375.1	
			前	同上	6.0 ~ 49.0	697.9	うち国道385号重用延長449m
			後	同上	6.0 ~ 34.0	697.9	うち国道385号重用延長449m

福岡県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	385号	大川市大字鬼古賀550番先から 大川市大字下木佐木35番2先まで
南筑後	柳川線 城島線	大川市大字下木佐木513番1先から 大川市大字下木佐木1095番2先まで

福岡県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	福岡 宗玄 間 像 線 海	前	福津市中央5丁目3727番 18先から 福津市中央5丁目3730番 3先まで	23.0 ～ 24.0	17.0
			後	同上	16.0 ～ 24.0	

福岡県告示第593号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル

以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路線名	区 間
那珂	県道 福岡 筑紫野 線	春日市桜ヶ丘一丁目3番1先から 筑紫野市針摺東三丁目30番20先まで
那珂	県道 筑紫野 インター 線	筑紫野市武蔵四丁目196番7先から 同市武蔵四丁目155番1先まで
那珂	県道 片縄 下白水 線	筑紫郡那珂川町片縄八丁目116番先から 同郡同町今光一丁目66番先まで
那珂	県道 山田 中原 福岡 線	筑紫郡那珂川町今光三丁目10番先から 同郡同町今光一丁目66番先まで
那珂	一般国道 385号	筑紫郡那珂川町片縄八丁目116番先から 同郡同町片縄東一丁目638番31先まで
南筑後	県道 南関 大牟田北 線	大牟田市大字唐船178番1先から 同市昭和開162番先まで
南筑後	県道 谷垣 徳益 線	柳川市大和町栄1488番1先から 同市大和町徳益418番先まで

## 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法

0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成22年4月1日

福岡県告示第594号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備事務所名	路線名	区間
南筑後	県道南関大牟田北線	大牟田市大字唐船178番1先から 同市昭和開162番先まで
南筑後	県道谷垣徳益線	柳川市大和町栄1488番1先から 同市大和町徳益418番先まで

2 道路を指定する期日 平成22年4月1日

福岡県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてそ

の例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
糸島地支10	糸島市地域包括支援センター	糸島市潤1丁目22-1	22・1・1	予支援
八女介115	中島医院	八女市黒木町本分757-3	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介121	富田医院	八女市黒木町黒木87-1	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介127	みやざき内科	八女市立花町谷川1102-2	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介119	今村循環器科・内科	八女市黒木町本分931-1	22・2・1	居管
八女介129	山口医院	八女市星野村12038	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介124	中村医院	八女市立花町上辺春345	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介117	原医院	八女市黒木町黒木73-1	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管

八女介120	吉田医院	八女市黒木町笠原4324 - 1	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介療4	耳納高原病院	八女市星野村古道7277 - 7	22・2・1	訪看・訪リ・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予居管
八女介122	医療法人財団クリニックくろぎ	八女市黒木町今543 - 1	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介123	医療法人中村内科医院	八女市立花町谷川1176 - 2	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介114	角整形外科	八女市黒木町今8 - 10	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介118	黒木町国民健康保険直営木屋診療所	八女市黒木町木屋1879 - 1	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介126	医療法人岡村医院	八女市立花町北山822 - 3	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介125	医療法人林医院	八女市立花町山崎2204 - 2	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管

八女介128	医療法人郷原医院	八女市矢部村北矢部11120	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介116	長野外科	八女市黒木町本分1098 - 7	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
京介125	ひかり在宅診療所	京都郡苅田町松原町20 - 7	22・3・1	居管・予居管
八女介歯63	堀齒科医院	八女市立花町北山2525	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介歯59	宮園齒科医院	八女市黒木町黒木142 - 1	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介歯54	長野齒科医院	八女市黒木町本分657	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介歯57	吉泉齒科医院	八女市黒木町今469 - 1	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介歯55	内藤齒科医院	八女市黒木町桑原154 - 1	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
八女介歯62	堤齒科医院	八女市立花町谷川992 - 6	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管

八女介護56	木下歯科医院	八女市黒木町本分717	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介護60	おおくま歯科医院	八女市立花町北山1088 - 1	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介護64	矢部村歯科診療所	八女市矢部村矢部4048の1	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介護61	みつとも歯科医院	八女市立花町谷川1112 - 3	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介護65	山本歯科医院	八女市星野村12018	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
八女介護58	横溝歯科医院	八女市黒木町桑原字前811 - 1	22・2・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
直介護72	フレンズデンタルクリニック	直方市知古2丁目1 - 9	22・3・1	居管・予居管
糸島地介護42	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435 - 23	22・1・1	居管・予居管
八女介護29	柴田薬局	八女市黒木町桑原77 - 2	22・2・1	居管・予居管
八女介護30	久保薬局	八女市黒木町桑原93 - 1	22・2・1	居管・予居管
八女介護33	ほしの調剤薬局	八女市星野村12017 - 4	22・2・1	居管・予居管
八女介護28	タイヨードー薬局	八女市黒木町黒木86	22・2・1	居管・予居管
八女介護31	たちばな調剤薬局	八女市立花町谷川1102 - 6	22・2・1	居管・予居管
八女介護27	ららら調剤薬局	八女市黒木町今8 - 8	22・2・1	居管・予居管

八女介護32	ヤマサキ薬局	八女市立花町谷川1650	22・2・1	居管・予居管
み介護23	くじら堂薬局	みやま市高田町江浦280 - 5	22・3・1	居管
八女生介護4	介護老人保健施設回寿苑	八女市黒木町湯辺田270	22・2・1	通り・短療・老保・予通り・予短療
春居49	訪問看護ステーションあおいそら	春日市紅葉ヶ丘東1丁目86	22・3・1	訪看・予訪看
飯居254	ナイトアンドデイサービスセンターいづか	飯塚市花瀬157 - 1	22・2・1	通介・予通介
田居159	シルバー介護レンタル	田川市大字伊加利1905 - 7	22・2・1	福用・福販・予福用・予福販
八女支23	八女社協ケアプランセンター立花	八女市立花町谷川1156	22・2・1	居支
八女居64	八女社協ヘルパーステーション立花	八女市立花町谷川1156	22・2・1	訪介・予訪介
八女居63	八女社協デイサービスセンター立花	八女市立花町谷川1156	22・2・1	通介・予通介
八女居71	八女社協デイサービスセンター矢部	八女市矢部村矢部字福取田地内	22・2・1	通介・予通介
八女居25	八女社協ケアプランセンター星野	八女市星野村10775 - 14	22・2・1	居支
八女居73	八女社協デイサービスセンター星野	八女市星野村10775 - 14	22・2・1	通介・予通介
八女介護福4	八女社協特別養護老人ホームゆいのもり	八女市矢部村矢部4058 - 1	22・2・1	短生・老福・予短生
八女支17	八女社協ケアプランセンター黒木	八女市黒木町桑原207	22・2・1	訪介・訪入・居支・予訪介・予訪入

八女支19	老人保健施設 回寿苑	八女市黒木町湯辺田270	22・2・1	訪看・訪リ・居管・居支・予訪看・予訪リ・予居管
小居31	しらすぎ苑訪問入浴サービス	小郡市三沢花聳883 - 1	22・3・1	訪入・予訪入
筑紫居50	ちゃちゃヘルパーステーション	筑紫野市大字原166 - 304	21・12・1	訪介・予訪介
嘉鞍支1	医療法人康和会りんごケアプランセンター	鞍手郡鞍手町大字新延2647 - 2	22・2・1	居支
田川居122	デイサービス優	田川郡赤村大字赤874 - 1	22・3・1	通介・予通介
八女支18	桜の里在宅介護支援センター	八女市黒木町木屋2830	22・2・1	居支
八女居53	桜の里デイサービスセンター	八女市黒木町木屋2830	22・2・1	通介・予通介
八女居19	桜の里ショートステイ	八女市黒木町木屋2830	22・2・1	短生・予短生
八女介福2	特別養護老人ホーム 桜の里	八女市黒木町木屋2830	22・2・1	老福
八女居57	グループホーム 里心	八女市黒木町木屋6337番地の1	22・2・1	認共
八女居52	角整形外科医院通所リハビリテーションそよ風くるぎ	八女市黒木町今10 - 1	22・2・1	通リ・予通リ
八女居56	グループホームこよみ	八女市黒木町本分1405	22・2・1	認共・予認共
八女支22	在宅介護支援センター 梅花園	八女市立花町下辺春5460	22・2・1	居支
八女介福3	特別養護老人ホーム 梅花園	八女市立花町下辺春5460番地	22・2・1	老福
八女居65	デイサービスセンター 梅花園	八女市立花町下辺春5460	22・2・1	通介

八女居69	ヘルパーサービスセンター 梅花園	八女市立花町下辺春5460 - 1	22・2・1	訪介・予訪介
八女居62	立花グループホームかつき苑	八女市立花町山崎1918	22・2・1	認共・予認共
八女居58	立花デイサービスかつき苑	八女市立花町山崎1951 - 3	22・2・1	通介・予通介
八女居59	森の里グループホームたちばな	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1	認共
八女居60	たちばな森の里介護センター	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1	通リ
八女支20	スマイルケアプランセンター	八女市立花町兼松270 - 1	22・2・1	居支
八女居61	デイサービスセンターしらとりの家	八女市立花町兼松270 - 1	22・2・1	通介・予通介
八女居67	フラワーハイム	八女市立花町下辺春5460 - 1	22・2・1	認共・予認共
八女支21	たちばな森の里介護センター	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1	居支
八女居68	立花ヘルパーステーションかつき苑	八女市立花町山崎1950 - 8	22・2・1	訪介・予訪介
八女居66	立花デイサービスかつき苑西館	八女市立花町山崎1916	22・2・1	通介・予通介
南筑後居2	ハローケア訪問介護ステーション	八女郡広川町大字六田351 - 8	22・3・1	訪介・予訪介
南筑後居3	ハローケア訪問入浴ステーション	八女郡広川町大字六田351 - 8	22・3・1	訪入・予訪入
八女介福5	特別養護老人ホーム 星寿園	八女市星野村10776	22・2・1	老福
八女支26	星野居宅介護計画センター星寿園	八女市星野村10776	22・2・1	居支
八女居77	早寿園デイサービスセンター	八女市星野村10776	22・2・1	通介・予通介



八女居74	早寿園ショートステイ	八女市星野村10776	22・2・1	短生・予短生
八女居75	耳納高原病院デイサービスセンター	八女市星野村7277 - 7	22・2・1	通介・予通介
大居193	認知症対応型デイサービスこころね	大牟田市沖田町495	22・2・1	認通・予認通
八女居54	グループホーム第2 夢想園	八女市黒木町土窪1832	22・2・1	認共・予認共
八女居55	小規模多機能ホームこよみ	八女市黒木町本分1414 - 1	22・2・1	小居・予小居
直介療3	医療法人直方医院	直方市大字山部1419 - 8	22・2・1	訪看・訪リ・通リ・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管・予短療
小生介老1	老人保健施設しらさぎ苑	小郡市三沢花嶺851 - 1	22・2・23	通リ・短療・老保・予訪リ・予短生
小居5	しらさぎ苑ライフケアサービス	小郡市三沢字花嶺883 - 1	22・3・1	訪介・予訪介
田川居131	グループホームゆうげん荘	田川郡福智町弁城3719 - 3	16・6・1	認共・予認共

## 福岡県告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月29日

## 福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地介19	医療法人古川医院	糸島市前原1478 - 2	糸島市前原北1丁目10 - 36	22・1・1
八女介115	中島医院	八女郡黒木町大字本分757 - 3	八女市黒木町本分757 - 3	22・2・1
八女介121	富田医院	八女郡黒木町大字黒木87 - 1	八女市黒木町黒木87 - 1	22・2・1
八女介127	みやざき内科	八女郡立花町大字谷川1102 - 2	八女市立花町谷川1102 - 2	22・2・1
八女介119	今村循環器科・内科	八女郡黒木町大字本分931 - 1	八女市黒木町本分931 - 1	22・2・1
八女介129	山口医院	八女郡星野村12038	八女市星野村12038	22・2・1
八女介124	中村医院	八女郡立花町大字上辺春345	八女市立花町上辺春345	22・2・1
八女介117	原医院	八女郡黒木町大字黒木73 - 1	八女市黒木町黒木73 - 1	22・2・1
八女介120	吉田医院	八女郡黒木町大字笠原4324 - 1	八女市黒木町笠原4324 - 1	22・2・1
八女介療4	耳納高原病院	八女市字古道7277番地の7	八女市星野村古道7277 - 7	22・2・1
八女介122	医療法人財団クリニックくろぎ	八女郡黒木町大字今543 - 1	八女市黒木町今543 - 1	22・2・1
八女介123	医療法人中村内科医院	八女郡立花町大字谷川1176 - 2	八女市立花町谷川1176 - 2	22・2・1
八女介114	角整形外科	八女郡黒木町大字今8 - 10	八女市黒木町今8 - 10	22・2・1
八女介118	黒木町国民健康保険直管木屋診療所	八女郡黒木町大字木屋1879 - 1	八女市黒木町木屋1879 - 1	22・2・1

八女介 126	医療法人岡村 医院	八女郡立花町大字北山 822 - 3	八女市立花町北山822 - 3	22・2・1
八女介 125	医療法人林医 院	八女郡立花町大字山崎 2204 - 2	八女市立花町山崎2204 - 2	22・2・1
八女介 128	医療法人郷原 医院	八女郡矢部村大字北矢 部11120	八女市矢部村北矢部 11120	22・2・1
八女介 116	長野外科	八女郡黒木町大字本分 1098 - 7	八女市黒木町本分1098 - 7	22・2・1
八女介歯 63	堀齒科医院	八女郡立花町大字北山 2525	八女市立花町北山2525	22・2・1
八女介歯 59	宮園齒科医院	八女郡黒木町大字黒木 142 - 1	八女市黒木町黒木142 - 1	22・2・1
八女介歯 54	長野齒科医院	八女郡黒木町大字本分 657	八女市黒木町本分657	22・2・1
八女介歯 57	吉泉齒科医院	八女郡黒木町大字今 469 - 1	八女市黒木町今469 - 1	22・2・1
八女介歯 55	内藤齒科医院	八女郡黒木町大字桑原 154 - 1	八女市黒木町桑原154 - 1	22・2・1
八女介歯 62	堤齒科医院	八女郡立花町大字谷川 992 - 6	八女市立花町谷川992 - 6	22・2・1
八女介歯 56	木下齒科医院	八女市本分717	八女市黒木町本分717	22・2・1
八女介歯 60	おおくま齒科 医院	八女郡立花町大字北山 1088 - 1	八女市立花町北山1088 - 1	22・2・1
八女介歯 64	矢部村齒科診 療所	八女郡矢部村大字矢部 4048の1	八女市矢部村矢部4048 の1	22・2・1
八女介歯 61	みつとも齒科 医院	八女郡立花町大字谷川 1112 - 3	八女市立花町谷川1112 - 3	22・2・1
八女介歯 65	山本齒科医院	八女郡星野村12018	八女市星野村12018	22・2・1
八女介歯 58	横溝齒科医院	八女郡黒木町大字桑原 字前811 - 1	八女市黒木町桑原字前 811 - 1	22・2・1

糸島地介 薬28	有限会社池田 川薬局	糸島市池田618	糸島市波多江駅北3丁 目19 - 20	22・2・1
八女介薬 29	柴田薬局	八女郡黒木町大字桑原 77 - 2	八女市黒木町桑原77 - 2	22・2・1
八女介薬 30	久保薬局	八女郡黒木町大字桑原 93 - 1	八女市黒木町桑原93 - 1	22・2・1
八女介薬 33	ほしの調剤薬 局	八女郡星野村12017 - 4	八女市星野村12017 - 4	22・2・1
八女介薬 28	タイヨードー 薬局	八女郡黒木町大字黒木 86	八女市黒木町黒木86	22・2・1
八女介薬 31	たちばな調剤 薬局	八女郡立花町大字谷川 1102 - 6	八女市立花町谷川1102 - 6	22・2・1
八女介薬 27	ららら調剤薬 局	八女郡黒木町大字今 8 - 8	八女市黒木町今 8 - 8	22・2・1
八女介薬 32	ヤマサキ薬局	八女郡立花町大字谷川 1650	八女市立花町谷川1650	22・2・1
八女生介 老4	介護老人保健 施設回寿苑	八女郡黒木町大字湯辺 田270	八女市黒木町湯辺田270	22・2・1
八女支23	八女社協ケア プランセンタ ー立花	八女郡立花町大字谷川 1156	八女市立花町谷川1156	22・2・1
八女居64	八女社協ヘル パーステーシ ョン立花	八女郡立花町大字谷川 1156	八女市立花町谷川1156	22・2・1
八女居63	八女社協デイ サービスセン ター立花	八女郡立花町大字谷川 1156	八女市立花町谷川1156	22・2・1
八女居71	八女社協デイ サービスセン ター矢部	八女郡矢部村大字矢部 字福取田地内	八女市矢部村矢部字福 取田地内	22・2・1
八女支25	八女社協ケア プランセンタ ー星野	八女市10775 - 14	八女市星野村10775 - 14	22・2・1

八女居73	八女社協デイサービスセンター星野	八女市10775 - 14	八女市星野村10775 - 14	22・2・1
八女介福4	八女社協特別養護老人ホームゆいのもり	八女郡矢部村大字矢部4058 - 1	八女市矢部村矢部4058 - 1	22・2・1
八女支17	八女社協ケアプランセンター黒木	八女郡黒木町大字桑原207	八女市黒木町桑原207	22・2・1
八女支19	老人保健施設回寿苑	八女市湯辺田270番地	八女市黒木町湯辺田270	22・2・1
鞍居106	デイサービスかすみ草	鞍手郡小竹町大字御徳字権現堂114 - 1	鞍手郡小竹町大字御徳118 - 1	21・4・15
田川居215	ヘルパーステーション優	田川郡赤村大字赤3076 - 1	田川郡赤村大字赤874 - 1	22・3・1
八女支18	桜の里在宅介護支援センター	八女郡黒木町大字木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女居53	桜の里デイサービスセンター	八女郡黒木町大字木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女居19	桜の里ショートステイ	八女郡黒木町大字木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女介福2	特別養護老人ホーム 桜の里	八女郡黒木町大字木屋2830	八女市黒木町木屋2830	22・2・1
八女居57	グループホーム 里心	八女郡黒木町大字木屋6337番地の1	八女市黒木町木屋6337番地の1	22・2・1
八女居52	角整形外科医院通所リハビリテーションそよ風くるぎ	八女郡黒木町大字今10 - 1	八女市黒木町今10 - 1	22・2・1
八女居56	グループホームこよみ	八女郡黒木町大字本分1405	八女市黒木町本分1405	22・2・1

八女支22	在宅介護支援センター梅花園	八女市下辺春5460	八女市立花町下辺春5460	22・2・1
八女介福3	特別養護老人ホーム 梅花園	八女郡立花町大字下辺春5460番地	八女市立花町下辺春5460番地	22・2・1
八女居65	デイサービスセンター 梅花園	八女郡立花町大字下辺春5460	八女市立花町下辺春5460	22・2・1
八女居69	ヘルパーサービスセンター 梅花園	八女郡立花町大字下辺春5460 - 1	八女市立花町下辺春5460 - 1	22・2・1
八女居62	立花グループホームかつき苑	八女郡立花町大字山崎1918	八女市立花町山崎1918	22・2・1
八女居58	立花デイサービスかつき苑	八女郡立花町大字山崎1951 - 3	八女市立花町山崎1951 - 3	22・2・1
八女居59	森の里グループホームたちばな	八女郡立花町大字白木610 - 1	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1
八女居60	たちばな森の里介護センター	八女郡立花町大字白木610 - 1	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1
八女支20	スマイルケアプランセンター	八女郡立花町大字兼松270 - 1	八女市立花町兼松270 - 1	22・2・1
八女居61	デイサービスセンターしらとりの家	八女郡立花町大字兼松270 - 1	八女市立花町兼松270 - 1	22・2・1
八女居67	フラワーハイム	八女郡立花町大字下辺春5460 - 1	八女市立花町下辺春5460 - 1	22・2・1
八女支21	たちばな森の里介護センター	八女郡立花町大字白木610 - 1	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1

八女居68	立花ヘルパー ステーション かつき苑	八女郡立花町大字山崎 1950 - 8	八女市立花町山崎1950 - 8	22・2・1
八女居66	立花デイサー ビスかつき苑 西館	八女郡立花町大字山崎 1916	八女市立花町山崎1916	22・2・1
八女介福 5	特別養護老人 ホーム 星寿 園	八女市10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女支26	星野居宅介護 計画センター 星寿園	八女市10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女居77	星寿園デイサ ービスセンタ ー	八女市10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女居74	星寿園ショ ートステイ	八女市10776	八女市星野村10776	22・2・1
八女居75	耳納高原病院 デイサービス センター	八女市7277 - 7	八女市星野村7277 - 7	22・2・1
八女居54	グループホ ーム第2 夢 想園	八女郡黒木町大字土窪 1832	八女市黒木町土窪1832	22・2・1
八女居55	小規模多機能 ホームこよみ	八女郡黒木町大字本分 1414 - 1	八女市黒木町本分1414 - 1	22・2・1

## 福岡県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月29日

## 福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地支10	あごら地域包括支援センター	糸島市潤1丁目22 - 1	22・1・1
女支1	老人保健施設 回寿苑	八女郡黒木町湯辺田270番地	22・1・31
女介3	中島医院	八女郡黒木町大字本分757 - 3	22・1・31
女介31	山口医院	八女郡星野村12038	22・1・31
女介127	富田医院	八女郡黒木町大字黒木87 - 1	22・1・31
女介133	みやざき内科	八女郡立花町大字谷川1102 - 2	22・1・31
女介136	角整形外科	八女郡黒木町大字今8 - 10	22・1・31
八女介139	今村循環器科・内科	八女郡黒木町大字本分931 - 1	22・1・31
女介療2	耳納高原病院	八女郡星野村字古道7277番地の7	22・1・31
女介128	医療法人財団クリニック くるぎ	八女郡黒木町大字今543 - 1	22・1・31
女介137	医療法人中村内科医院	八女郡立花町大字谷川1176 - 2	22・1・31
女介70	中村医院	八女郡立花町大字上迎春345	22・1・31
女介93	原医院	八女郡黒木町大字黒木73 - 1	22・1・31
女介44	吉田医院	八女郡黒木町大字笠原4324 - 1	22・1・31
女介91	黒木町国民健康保険直営 木屋診療所	八女郡黒木町大字木屋1879 - 1	22・1・31
女介118	医療法人岡村医院	八女郡立花町大字北山822 - 3	22・1・31
女介119	医療法人林医院	八女郡立花町大字山崎2204 - 2	22・1・31
嘉麻介27	健康リハビリテーション 内田病院	嘉麻市牛隈2510 - 4	22・2・28
女介歯18	堀歯科医院	八女郡立花町大字北山2525	22・1・31
女介歯13	宮園歯科医院	八女郡黒木町大字黒木142 - 1	22・1・31
女介歯4	長野歯科医院	八女郡黒木町大字本分657	22・1・31
女介歯21	吉泉歯科医院	八女郡黒木町大字今469 - 1	22・1・31

女介護23	内藤歯科医院	八女郡黒木町大字桑原154 - 1	22・1・31
女介護29	堤歯科医院	八女郡立花町大字谷川992 - 6	22・1・31
女介護34	木下歯科医院	八女郡黒木町本分717	22・1・31
女介護39	矢部村歯科診療所	八女郡矢部村大字矢部4048の1	22・1・31
女介護48	みつとも歯科医院	八女郡立花町大字谷川1112 - 3	22・1・31
女介護47	おおくま歯科医院	八女郡立花町大字北山1088 - 1	22・1・31
介護607	久保薬局	八女郡黒木町大字桑原93 - 1	22・1・31
介護736	柴田薬局	八女郡黒木町大字桑原77 - 2	22・1・31
女介護5	ほしの調剤薬局	八女郡星野村12017 - 4	22・1・31
女介護10	タイヨードー薬局	八女郡黒木町大字黒木86	22・1・31
女介護15	たちばな調剤薬局	八女郡立花町大字谷川1102 - 6	22・1・31
女介護16	ららら調剤薬局	八女郡黒木町大字今8 - 8	22・1・31
八生介老1	介護老人保健施設回寿苑	八女郡黒木町大字湯辺田270	22・1・31
女支5	社会福祉法人黒木町社会福祉協議会	八女郡黒木町大字桑原460	22・1・31
女支4	社会福祉法人立花町居宅介護支援センター かがやき	八女郡立花町大字谷川1156番地 立花町総合保健福祉センター	22・1・31
女居6	ヘルパーステーション「かがやき」	八女郡立花町大字谷川1156	22・1・31
女居7	立花町デイサービスセンター「かがやき」	八女郡立花町大字谷川1156	22・1・31
女支6	矢部村在宅介護支援センター	八女郡矢部村矢部字福取田地内	20・1・31
女居9	ゆいのもり訪問介護事業所	八女郡矢部村大字矢部字福取田地内	20・1・31
女居10	ゆいのもり通所介護事業所	八女郡矢部村大字矢部字福取田地内	22・1・31
女介護6	特別養護老人ホームゆいのもり	八女郡矢部村大字矢部4058 - 1	22・1・31

女居11	社会福祉法人星野村社会福祉協議会	八女郡星野村13109 - 2	20・1・31
女居14	デイサービスセンターそよかぜ	八女郡星野村10775 - 14	20・1・31
女居22	デイサービスセンターそよかぜ	八女郡星野村10775 - 14	22・1・31
女支11	そよかぜケアプランサービスセンター	八女郡星野村10775 - 14	22・1・31

## 福岡県告示第598号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹戸	糸島市二丈吉井（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
中村谷(1)	糸島市二丈吉井（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
中村谷(2)	糸島市二丈吉井（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
吉井の谷(1)	糸島市二丈吉井（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
吉井の谷(2)	糸島市二丈吉井（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
浅井田谷	糸島市二丈吉井（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
浅井田川	糸島市二丈吉井（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流

原谷川	糸島市二丈吉井 (別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流
谷野谷	糸島市二丈吉井 (別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流
谷野川	糸島市二丈吉井 (別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流
豆田谷	糸島市二丈吉井 (別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流
豆田谷(1)	糸島市二丈吉井 (別紙図面12に示す区域のとおり)	土石流
豆田谷(2)	糸島市二丈吉井 (別紙図面13に示す区域のとおり)	土石流
原川	糸島市二丈吉井 (別紙図面14に示す区域のとおり)	土石流
福吉谷	糸島市二丈吉井 (別紙図面15に示す区域のとおり)	土石流
福吉川	糸島市二丈吉井 (別紙図面16に示す区域のとおり)	土石流
大山口谷(1)	糸島市二丈吉井 (別紙図面17に示す区域のとおり)	土石流
大山口谷(2)	糸島市二丈吉井 (別紙図面18に示す区域のとおり)	土石流
大山口谷(3)	糸島市二丈吉井 (別紙図面19に示す区域のとおり)	土石流
カツラ口	糸島市二丈吉井 (別紙図面20に示す区域のとおり)	土石流
伊勢田谷	糸島市二丈福井 (別紙図面21に示す区域のとおり)	土石流
福井谷 1	糸島市二丈福井 (別紙図面22に示す区域のとおり)	土石流
福井谷 2	糸島市二丈福井 (別紙図面23に示す区域のとおり)	土石流

福井川	糸島市二丈福井 (別紙図面24に示す区域のとおり)	土石流
元福井谷	糸島市二丈福井 (別紙図面25に示す区域のとおり)	土石流
谷川谷	糸島市二丈福井 (別紙図面26に示す区域のとおり)	土石流
前田谷	糸島市二丈福井 (別紙図面27に示す区域のとおり)	土石流
堀	糸島市二丈福井 (別紙図面28に示す区域のとおり)	土石流
加茂川 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面29に示す区域のとおり)	土石流
加茂川 - 2	糸島市二丈福井 (別紙図面30に示す区域のとおり)	土石流
堀谷(1)	糸島市二丈福井 (別紙図面31に示す区域のとおり)	土石流
堀谷(2)	糸島市二丈福井 (別紙図面32に示す区域のとおり)	土石流
ハコバ川	糸島市二丈福井 (別紙図面33に示す区域のとおり)	土石流
田地原谷	糸島市二丈福井 (別紙図面34に示す区域のとおり)	土石流
瀬石谷	糸島市二丈福井 (別紙図面35に示す区域のとおり)	土石流
上前田谷(1)	糸島市二丈福井 (別紙図面36に示す区域のとおり)	土石流
上前田谷(2)	糸島市二丈福井 (別紙図面37に示す区域のとおり)	土石流
真名子	糸島市二丈福井 (別紙図面38に示す区域のとおり)	土石流
陣尾谷	糸島市二丈福井 (別紙図面39に示す区域のとおり)	土石流

柳川	糸島市二丈福井及び二丈深江（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
柳谷	糸島市二丈深江（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
柳沢	糸島市二丈深江（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
万蔵	糸島市二丈深江（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
越道谷	糸島市二丈深江（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
道元谷(1)	糸島市二丈深江（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
道元谷(2)	糸島市二丈深江（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
道元谷(3)	糸島市二丈深江（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
片峯谷(1)	糸島市二丈上深江（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流
片峯谷(2)	糸島市二丈上深江（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
片峯谷(3)	糸島市二丈上深江（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
一貴山谷(1)	糸島市二丈一貴山（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流
一貴山谷(2)	糸島市二丈一貴山（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流
一貴山沢(1)	糸島市二丈一貴山（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
一貴山沢(2)	糸島市二丈一貴山（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流
一貴山沢(3)	糸島市二丈一貴山（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流

一貴山沢(4)	糸島市二丈一貴山（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流
西浦川	糸島市二丈一貴山及び二丈上深江（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流
西浦谷	糸島市二丈一貴山及び二丈上深江（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流
須田野川	糸島市二丈一貴山及び二丈上深江（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流
須田野谷	糸島市二丈一貴山及び二丈上深江（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流
一貴山川	糸島市二丈一貴山及び二丈上深江（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流
満吉沢(1)	糸島市二丈満吉（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流
満吉沢(2)	糸島市二丈満吉（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流
満吉沢(3)	糸島市二丈満吉（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流
満吉沢(4)	糸島市二丈満吉（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流
満吉谷(2)	糸島市二丈満吉（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流
中組谷	糸島市二丈長石（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流
竜毛川	糸島市二丈長石及び二丈波呂（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流
鳴滝川	糸島市二丈長石及び二丈波呂（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流
波呂谷(1)	糸島市二丈波呂（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流
波呂谷(2)	糸島市二丈波呂（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流

波呂谷(3)	糸島市二丈波呂 (別紙図面72に示す区域のとおり)	土石流
吉井(a)	糸島市二丈吉井 (別紙図面73に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉井(b)	糸島市二丈吉井 (別紙図面74に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
用徳(a)	糸島市二丈吉井 (別紙図面75に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
天神の木	糸島市二丈吉井 (別紙図面76に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
浅井田(a)	糸島市二丈吉井 (別紙図面77に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
水付	糸島市二丈吉井 (別紙図面78に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜西	糸島市二丈福井 (別紙図面79に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
伊勢田	糸島市二丈福井 (別紙図面80に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
伊勢田(a)	糸島市二丈福井及び二丈吉井 (別紙図面81に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
福井(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面82に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
丸園	糸島市二丈福井 (別紙図面83に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯穴	糸島市二丈福井 (別紙図面84に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
平田	糸島市二丈福井 (別紙図面85に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷川	糸島市二丈福井 (別紙図面86に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
仲 (a)	糸島市二丈福井 (別紙図面87に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

仲 (b)	糸島市二丈福井 (別紙図面88に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
仲 (c)	糸島市二丈福井 (別紙図面89に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
鳥ノ巣	糸島市二丈福井 (別紙図面90に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
元大入(a)	糸島市二丈福井 (別紙図面91に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
元大入(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面92に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
前田 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面93に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
前田 - 2	糸島市二丈福井 (別紙図面94に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
福井(a)	糸島市二丈福井 (別紙図面95に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
ヒヤケ	糸島市二丈福井 (別紙図面96に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺床	糸島市二丈福井 (別紙図面97に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
堀 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面98に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
堀 - 2	糸島市二丈福井 (別紙図面99に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
陣ノ尾(a)	糸島市二丈福井 (別紙図面100に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
陣ノ尾(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面101に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂山(a)	糸島市二丈福井及び二丈深江 (別紙図面102に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂山(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面103に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊



万蔵(a) - 1	糸島市二丈深江 (別紙図面104に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
万蔵(a) - 2	糸島市二丈深江 (別紙図面105に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
万蔵(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面106に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
万蔵(c)	糸島市二丈深江 (別紙図面107に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
越道(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面108に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大浦(a)	糸島市二丈深江 (別紙図面109に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大浦(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面110に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大浦(c)	糸島市二丈深江 (別紙図面111に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間(a)	糸島市二丈深江 (別紙図面112に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面113に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小西	糸島市二丈上深江 (別紙図面114に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
海老の峯(a)	糸島市二丈上深江 (別紙図面115に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
海老の峯(b)	糸島市二丈上深江 (別紙図面116に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
片峰 - 1	糸島市二丈上深江 (別紙図面117に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
片峰 - 2	糸島市二丈上深江 (別紙図面118に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
片峰(a)	糸島市二丈上深江 (別紙図面119に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

汐井(a)	糸島市二丈上深江 (別紙図面120に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
汐井(b)	糸島市二丈上深江 (別紙図面121に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
汐井(c)	糸島市二丈上深江及び二丈一貴山 (別紙図面122に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大佛(a)	糸島市二丈一貴山 (別紙図面123に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大佛(b)	糸島市二丈一貴山 (別紙図面124に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷の池	糸島市二丈一貴山 (別紙図面125に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷の池(a)	糸島市二丈一貴山 (別紙図面126に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉木園(a) - 1	糸島市二丈満吉 (別紙図面127に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉木園(a) - 2	糸島市二丈満吉 (別紙図面128に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
満吉(a)	糸島市二丈満吉 (別紙図面129に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
代の上 - 1	糸島市二丈満吉 (別紙図面130に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
代の上 - 2	糸島市二丈満吉 (別紙図面131に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
狐谷	糸島市二丈長石 (別紙図面132に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
狐谷(a)	糸島市二丈長石及び二丈満吉 (別紙図面133に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
狐谷(b)	糸島市二丈長石及び二丈満吉 (別紙図面134に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
狐谷(c)	糸島市二丈長石 (別紙図面135に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

園田	糸島市二丈長石（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長石(a)	糸島市二丈長石（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長石(b)	糸島市二丈長石（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長石(c)	糸島市二丈長石（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道元	糸島市二丈長石（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中園(b)	糸島市二丈波呂（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸熊	糸島市二丈波呂（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から142までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県土整備事務所前原支所及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第599号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
竹戸	糸島市二丈吉井（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

中村谷(1)	糸島市二丈吉井（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
中村谷(2)	糸島市二丈吉井（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
吉井の谷(2)	糸島市二丈吉井（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
浅井田谷	糸島市二丈吉井（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
浅井田川	糸島市二丈吉井（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
原谷川	糸島市二丈吉井（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
谷野谷	糸島市二丈吉井（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
谷野川	糸島市二丈吉井（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
豆田谷(1)	糸島市二丈吉井（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
豆田谷(2)	糸島市二丈吉井（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
福吉谷	糸島市二丈吉井（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり

福吉川	糸島市二丈吉井（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
大山口谷(1)	糸島市二丈吉井（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
大山口谷(2)	糸島市二丈吉井（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
カツラ口	糸島市二丈吉井（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
伊勢田谷	糸島市二丈福井（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
福井谷1	糸島市二丈福井（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
福井谷2	糸島市二丈福井（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
元福井谷	糸島市二丈福井（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
谷川谷	糸島市二丈福井（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
前田谷	糸島市二丈福井（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
堀	糸島市二丈福井（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり

加茂川 - 1	糸島市二丈福井（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
加茂川 - 2	糸島市二丈福井（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
堀谷(1)	糸島市二丈福井（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
堀谷(2)	糸島市二丈福井（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
八コバ川	糸島市二丈福井（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
田地原谷	糸島市二丈福井（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
瀬石谷	糸島市二丈福井（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
上前田谷(1)	糸島市二丈福井（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
上前田谷(2)	糸島市二丈福井（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
真名子	糸島市二丈福井（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
陣尾谷	糸島市二丈福井（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり

柳谷	糸島市二丈深江（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
柳沢	糸島市二丈深江（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
万蔵	糸島市二丈深江（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
越道谷	糸島市二丈深江（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
道元谷(1)	糸島市二丈深江（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
道元谷(2)	糸島市二丈深江（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
道元谷(3)	糸島市二丈深江（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
片峯谷(1)	糸島市二丈上深江（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
片峯谷(3)	糸島市二丈上深江（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
一貴山谷(1)	糸島市二丈一貴山（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり
一貴山谷(2)	糸島市二丈一貴山（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり

一貴山沢(1)	糸島市二丈一貴山（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
一貴山沢(2)	糸島市二丈一貴山（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
一貴山沢(3)	糸島市二丈一貴山（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
一貴山沢(4)	糸島市二丈一貴山（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
西浦川	糸島市二丈一貴山（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面50に記載する表のとおり
西浦谷	糸島市二丈一貴山（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
須田野川	糸島市二丈一貴山（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面52に記載する表のとおり
須田野谷	糸島市二丈一貴山（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面53に記載する表のとおり
満吉沢(1)	糸島市二丈満吉（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面54に記載する表のとおり
満吉沢(2)	糸島市二丈満吉（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面55に記載する表のとおり
満吉沢(3)	糸島市二丈満吉（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面56に記載する表のとおり

満吉沢(4)	糸島市二丈満吉（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面57に記載する表のとおり
満吉谷(2)	糸島市二丈満吉（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面58に記載する表のとおり
中組谷	糸島市二丈長石（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面59に記載する表のとおり
竜毛川	糸島市二丈長石（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面60に記載する表のとおり
鳴滝川	糸島市二丈長石及び二丈波呂（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面61に記載する表のとおり
波呂谷(2)	糸島市二丈波呂（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面62に記載する表のとおり
波呂谷(3)	糸島市二丈波呂（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面63に記載する表のとおり
吉井(a)	糸島市二丈吉井（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
吉井(b)	糸島市二丈吉井（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
用徳(a)	糸島市二丈吉井（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
天神の木	糸島市二丈吉井（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり

浅井田(a)	糸島市二丈吉井（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
水付	糸島市二丈吉井（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
浜西	糸島市二丈福井（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
伊勢田	糸島市二丈福井（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
福井(b)	糸島市二丈福井（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
丸園	糸島市二丈福井（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
湯穴	糸島市二丈福井（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
平田	糸島市二丈福井（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
谷川	糸島市二丈福井（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
仲 (a)	糸島市二丈福井（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
仲 (b)	糸島市二丈福井（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり

仲 (c)	糸島市二丈福井 (別紙図面79に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
鳥ノ巣	糸島市二丈福井 (別紙図面80に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
元大入(a)	糸島市二丈福井 (別紙図面81に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
元大入(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面82に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
前田 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面83に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
前田 - 2	糸島市二丈福井 (別紙図面84に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
福井(a)	糸島市二丈福井 (別紙図面85に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
ヒヤケ	糸島市二丈福井 (別紙図面86に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
寺床	糸島市二丈福井 (別紙図面87に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
堀 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面88に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
堀 - 2	糸島市二丈福井 (別紙図面89に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり

陣ノ尾(a)	糸島市二丈福井 (別紙図面90に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
陣ノ尾(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面91に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
堂山(a)	糸島市二丈福井及び二丈深江 (別紙図面92に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
堂山(b)	糸島市二丈福井 (別紙図面93に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
万蔵(a) - 1	糸島市二丈深江 (別紙図面94に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
万蔵(a) - 2	糸島市二丈深江 (別紙図面95に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
万蔵(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面96に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
万蔵(c)	糸島市二丈深江 (別紙図面97に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
越道(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面98に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
大浦(a)	糸島市二丈深江 (別紙図面99に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
大浦(b)	糸島市二丈深江 (別紙図面100に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり

大浦(c)	糸島市二丈深江（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
野間(a)	糸島市二丈深江（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
野間(b)	糸島市二丈深江（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
小西	糸島市二丈上深江（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
海老の峯(a)	糸島市二丈上深江（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
海老の峯(b)	糸島市二丈上深江（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
片峰 - 1	糸島市二丈上深江（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
片峰 - 2	糸島市二丈上深江（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
片峰(a)	糸島市二丈上深江（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
汐井(a)	糸島市二丈上深江（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
汐井(b)	糸島市二丈上深江（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり

汐井(c)	糸島市二丈上深江（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
大佛(a)	糸島市二丈一貴山（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
大佛(b)	糸島市二丈一貴山（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
谷の池	糸島市二丈一貴山（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
谷の池(a)	糸島市二丈一貴山（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
吉木園(a) - 1	糸島市二丈満吉（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
吉木園(a) - 2	糸島市二丈満吉（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
満吉(a)	糸島市二丈満吉（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
代の上 - 1	糸島市二丈満吉（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
代の上 - 2	糸島市二丈満吉（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
狐谷	糸島市二丈長石（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり

狐谷(a)	糸島市二丈長石及び二丈満吉（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
狐谷(b)	糸島市二丈長石（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
狐谷(c)	糸島市二丈長石（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
園田	糸島市二丈長石（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
長石(a)	糸島市二丈長石（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
長石(b)	糸島市二丈長石（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
長石(c)	糸島市二丈長石（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
道元	糸島市二丈長石（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
中園(b)	糸島市二丈波呂（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
丸熊	糸島市二丈波呂（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から132までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県県土整備事務所前原支所及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 公 告

### 公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
福岡県立ももち文化センター
- 2 位置  
福岡市早良区百道2丁目3番15号
- 3 利用料金の承認年月日  
平成22年3月17日
- 4 利用料金
  - (1) 施設利用料金
    - ア 大ホール

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	11,870円	23,750円	35,620円	35,620円	59,370円	71,240円
土・日・休日	14,240円	28,500円	42,750円	42,740円	71,250円	85,490円

### イ 本館各施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
小ホール	9,490円	11,870円	11,870円	21,360円	23,740円	33,230円



2階展示ホール	5,340円	7,120円	7,120円	12,460円	14,240円	19,580円
3階展示ホール	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
特別会議室	6,410円	8,540円	8,540円	14,950円	17,080円	23,490円
会議室第1	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第2	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第3	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第4	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第5	1,300円	1,780円	1,780円	3,080円	3,560円	4,860円
会議室第6	1,300円	1,780円	1,780円	3,080円	3,560円	4,860円
第1研修室	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
第2研修室	3,200円	4,270円	4,270円	7,470円	8,540円	11,740円
第3研修室	4,110円	5,480円	5,480円	9,600円	10,970円	15,090円
第4研修室	4,110円	5,480円	5,480円	9,600円	10,970円	15,090円
視聴覚教室	3,200円	4,270円	4,270円	7,470円	8,540円	11,740円
音楽室	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
一般教室	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
アトリエ	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
料理教室	6,410円	8,540円	8,540円	14,950円	17,080円	23,490円
和室	3,200円	4,270円	4,270円	7,470円	8,540円	11,740円
茶室	2,130円	2,840円	2,840円	4,970円	5,680円	7,810円
練習室	4,510円	5,930円	5,930円	10,440円	11,860円	16,370円

## 備考

1 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。

- (1) フットライト (60ワット 19個)
- (2) ボーダーライト (150ワット 20個)

2 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。

4 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

## (2) 超過利用料金等

## ア 利用時間を超えてセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる 午前9時から正午まで の額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間 以内	100パーセントに相当する額
正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる 午後1時から午後5時 までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間 以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から 午後9時まで (大ホールに ついては午後 10時)まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間 以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後9時(大 ホールについ ては午後10時 )から午前零 時まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合

施設利用料金の70パーセントに相当する額

(3) 附属設備、器具等の利用料金

区分	品名	単位	金額(1回につき)	備考
大ホール	所作台	1式	3,560円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,370円	
	花道用所作台	1式	1,180円	
	金屏風	1双	830円	
	銀屏風	1双	830円	
	毛せん	1枚	110円	
	上敷	1枚	110円	
	紗幕	1枚	590円	
	指揮台・譜面台	1組	230円	
	譜面台	1台	40円	
	箱馬	1個	20円	
	折たたみ馬	1個	20円	
	演台	1台	590円	脇台を含む。
	花台	1台	110円	
	反響板	1組	2,370円	両側正面及び天井を各1組とする。
	補助椅子	1脚	40円	
	机	1脚	70円	
	ホワイトボード	1個	110円	
	木頭ツケ板	1式	110円	
	吊りバトン	1個	590円	電動式
	吊りバトン	1個	350円	手動式
	ピアノ	1台	3,560円	調律料を含まない。
第1ボーダーライト	1式	350円	150ワット	
第2ボーダーライト	1式	350円	150ワット	
第3ボーダーライト	1式	350円	150ワット	

スポットライト	1台	230円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパー・ホリゾントライト	1式	940円	200ワット
ロアー・ホリゾントライト	1式	940円	200ワット
フットライト	1式	290円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	230円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,180円	2キロワット
シーリングスポット	1台	230円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット
スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	830円	
ミラーボール	1台	590円	
オーロラマシン	1台	590円	
波マシン	1台	590円	
ダブルマシン	1台	590円	
ベーススタンド	1台	60円	
先玉	1個	60円	
拡声装置Aセット	1式	1,780円	
拡声装置Bセット	1式	2,370円	
コンデンサーマイクロホン	1本	590円	
マイクロホン	1本	350円	
ワイヤレスマイクロホン1	1本	940円	1チャンネル
録音再生機	1台	590円	
マイクスタンド	1台	60円	
エレベーターマイクロホン装置	1台	350円	電動式
3.5ミリ映写機	1台	4,740円	
1.6ミリ映写機	1台	3,560円	

	スクリーン	1式	1,180円	スクリーンのみ使用の場合
	楽屋	1室	590円	
	シャワー室	1室	590円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,180円	固定式
	カセットテープレコーダー	1台	590円	
	CDプレーヤー	1台	590円	
	マイクロホン	1本	230円	有線
	ピアノ	1台	2,370円	調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	110円	1キロワット
	移動式スクリーン	1式	590円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	590円	
	スライド映写機	1台	590円	
	パネル	1面	60円	
	パネル支柱	1脚	20円	
	TVビデオセット	1式	1,180円	
	レーザーポインター	1個	110円	
	ワイヤレスマイクロホン2	1本	590円	
	拡声装置B	1式	590円	移動式

## 備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金額の25パーセントに相当する額とする。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 処分をした年月日  
平成22年3月16日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
新日建設株式会社	福岡市西区横浜1-8-21 -101	松本 則子	平成17年8月19日 福岡県知事許可（般-17） 第12280号

- 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成22年3月30日から平成22年4月5日までの7日間

- 処分の原因となった事実

新日建設株式会社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定

による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 処分をした年月日

平成22年3月16日

#### 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
新谷建設株式会社	福岡市中央区大宮1-6-39	新谷 學	平成19年7月3日 福岡県知事許可（般-19） 第56927号

#### 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

##### (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

##### (2) 停止期間

平成22年3月30日から平成22年4月5日までの7日間

#### 4 処分の原因となった事実

新谷建設株式会社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

#### 公告

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成22年2月8日から平成22年3月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり福岡県地域優良賃貸住宅制度要綱を一部改正しましたので公表します。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

#### 問い合わせ先

建築都市部住宅計画課民間住宅係

電話：092-643-3731

メールアドレス：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成22年2月8日から平成22年3月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり福岡県地域優良賃貸住宅制度要綱を一部改正しましたので公表します。

平成22年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

#### 問い合わせ先

建築都市部住宅計画課民間住宅係

電話：092-643-3731

メールアドレス：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第7号

平成20年4月14日付け福岡北九州高速道路公社公告第2号（以下「公告」という。）

3(3)イ 及び3(4)イ に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので公告する。

平成22年3月29日

福岡北九州高速道路公社

理事長 渡 口 潔

- 1 福岡高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与及び実施する期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、公告3(3)イ で定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に変更する。
- 2 福岡高速コーポレートカード割引の弾力的な割引及び実施する期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、公告3(4)イ で定める表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」にそれぞれ変更する。